

4月から

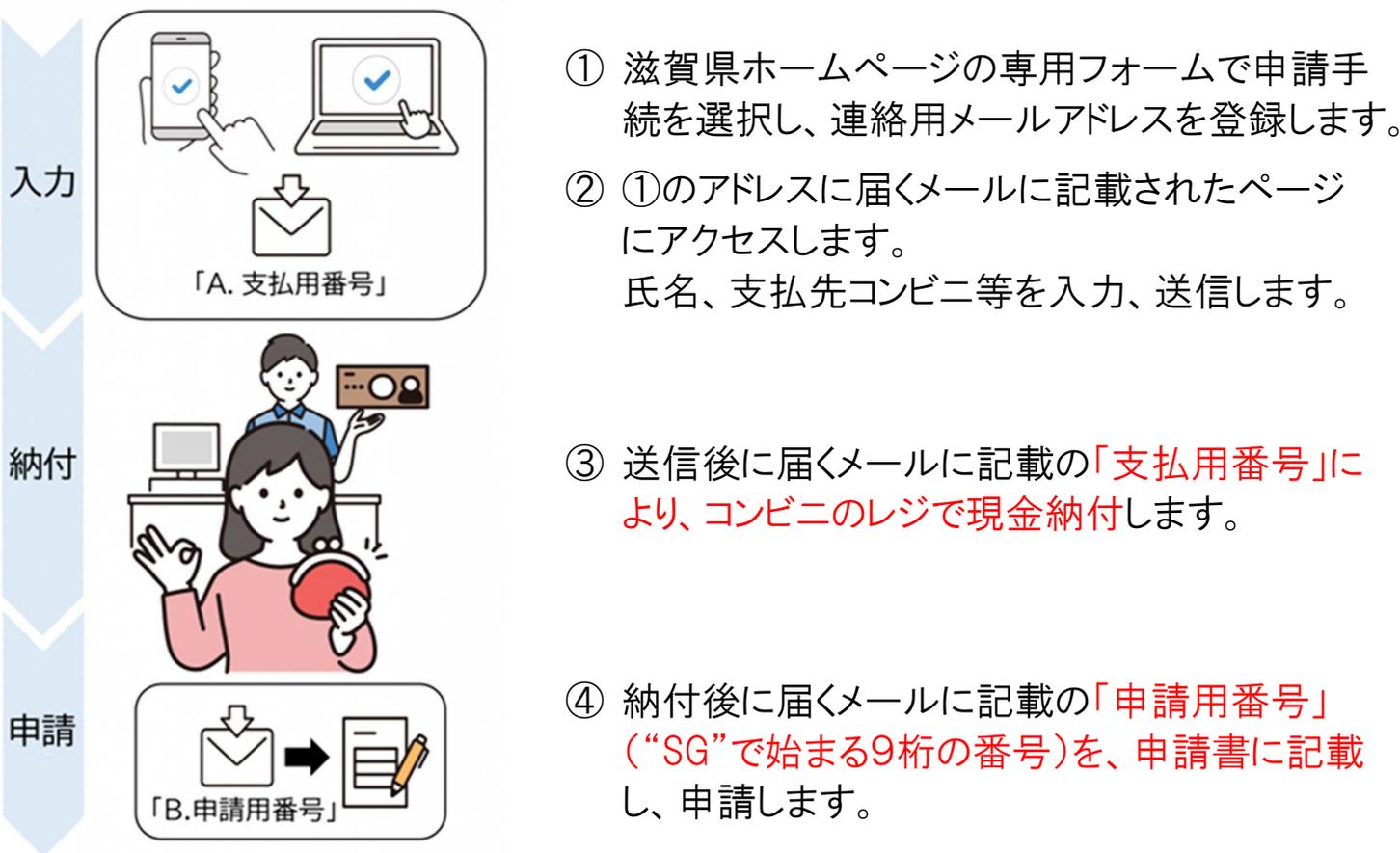
# 免状交付手数料の 払込み方法が変わります！

令和8(2026)年4月1日以降、免状の申請(新規交付・書換え・写真書換・再交付)手順の手数料の払込み方法が、滋賀県の「事前登録方式コンビニ決済」に変わります。

※「滋賀県収入証紙」は使用できません。

未使用の収入証紙は、令和13年3月末まで還付(払戻し)ができます。

## 事前登録方式コンビニ決済の流れ



詳しくは、県ホームページをご確認ください

### ◆ コンビニ決済についてはこちら

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/348642.html>



### ◆ 収入証紙についてはこちら

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/19962.html>

